2．ピックアップニュース

下請課

(1)　アクションプランの策定（中小事業者へのしわ寄せ防止）
(2)　管内の有識者（税理士・公認会計士）との懇談会
(3)　「知っておきたい豆情報」の更新

取引課

(1)　中部事務所主催の消費者セミナー
(2)　消費生活講座　（開催地域の拡大）

経済取引指導官

(1)　農業関係の商系事業者団体が実施する独占禁止法研修会への講師派遣
(2)　管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会
(3)　中部事務所主催の管内発注機関に対する官製談合防止法等説明会
(4)　中部事務所の企業結合審査

総務課

(1)　広報・広聴活動
　　ア　独占禁止政策協力委員からのヒアリング
　　イ　地元経済団体との懇談会の開催
　　ウ　庁舎訪問学習（愛知県立大学）
　　エ　独占禁止法教室（大学）
(2)　相談件数の動向（４月～６月）
(3)　採用活動

■　下請課

(1)　アクションプランの策定（中小事業者へのしわ寄せ防止）

公正取引委員会は、令和３年９月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定しています（同年 11 月 24 日改定）。

今般、当委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和３年 12 月 27 日）が取りまとめられたことを踏まえ、新たに「令和４年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定（令和４年３月 30 日公表）し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととしました。

この中で、下請取引に関する主なものは以下のとおりです。

- 本年１月に下請法の運用基準を改正し、買いたたきの解釈を明確化しましたが、さらに、買いたたきを含む下請法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、今後も引き続き、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」にて電話相談を受け付けます。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口
電話番号　０１２０－０６０－１１０
※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながりま

す。

【受付時間】１０：００～１７：００

（土日祝日・年末年始を除く。）

● 本年１月に設置した「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報等を活用し、各種調査を実施していくほか、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守の自主点検を行うよう要請を行います。

「違反行為情報提供フォーム」【匿名で利用できます。】

（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho

また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として立入調査を行うこととしており、５月３１日、４つの業種（道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業）をその対象業種と定め、公表しました。

さらに、同日、中小企業庁とともに、令和３年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめました。

【重点立入調査の選定について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_jyuutentachiirigyousyu.html

【価格転嫁に係る業種分析報告書について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html

(2)　管内の有識者（税理士・公認会計士）との懇談会

公正取引委員会は、従来から、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。このたび、中部事務所では、名古屋税理士会及び日本公認会計士協会東海会と、それぞれ懇談会を開催しました。

懇談会でいただいた様々な観点からのご意見を、今後の公正取引委員会

の業務に取り入れていきたいと考えています。

（懇談会でいただいた主なご意見）

- 手形の割引手数料を誰が負担するのか、期限までに請求書を提出してこない取引先への支払をどうしたらよいか等、細かな点についてまで下請法のルールが定められていることを知った。当会の会員は知っておいた方がよいと思う。
- インボイス制度の導入時における発注者（会員のクライアント企業）の行為（買いたたきや取引の停止）が下請法・独禁法に違反することとならないか懸念している。想定される違反事例を広く周知する必要を感じた。
- 中小・下請事業者は、発注者との取引を続けるために懸命に仕事をしている。発注者がペーパーレスなど様々な効率化を進めることは企業として当然と思う反面、これについていけない中小・下請事業者との取引も大切にしてほしいと思う。

(3) 「知っておきたい豆情報」の更新

中部事務所では、「下請法　知っておきたい豆情報」をＨＰに掲載し、毎月１回のペースで更新しています。本年５月には、第 14 回として「不

当な返品の禁止について」を掲載しました。

　親事業者が返品を行う際には、「下請事業者の責めに帰すべき理由」のほか、「検査方法と返品期間」の観点からの検討も必要になります。ぜひ、ご覧ください。

【知っておきたい豆情報】

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/index.html

■　**取引課**

(1)　中部事務所主催の消費者セミナー

消費者セミナーは、通常、消費者団体が開催する各種会合や大学等へ職員を講師として派遣することによって実施しています。このほか、年一回、中部事務所主催により開催しているものがありますが、今回は、これを初めてオンラインにより実施します。中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内）に在住・在勤・在学の方が広く参加いただける方式となっております。公正取引委員会や独占禁止法のほか、不当表示等を規制している景品表示法の概要、最近の違反事例について分かりやすく紹介いたします。奮ってご参加ください！

募集は公正取引委員会ホームページの申込フォーム（https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert）から受け付けております。

開催日時：令和４年９月 14 日（水）13 時 30 分～15 時 00 分

テーマ：「安くて良い商品が買えるワケ　～暮らしに身近な競争と表示のはなし～」

普段のお買い物で気になるような表示等を例に説明します(詳細については添付・同封した案内を御確認ください。)

（2） 消費生活講座 （開催地域の拡大）

令和３年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、愛知県内といった比較的中部事務所に近い大学等への講師派遣又はオンラインを中心に消費生活講座を実施していました（ＵＲＬは以下のとおり。）。

しかし、令和４年度においては、十分に感染対策を施すことを前提とした上で、中部地区管内のうち、愛知県外の大学等に対しても講師派遣の案内を行い、７月以降のお申込みをいただくなど、消費生活講座の開催地域の拡大を行っています。

（https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html）

■　経済取引指導官

(1)　農業関係の商系事業者団体が実施する独占禁止法研修会への講師派遣

令和３年６月 18 日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、公正取引委員会と農林水産省は共同で、農業分野における独占禁止法等についてのオンライン説明会を全国８ブロックで開催しています。中部事務所管内においては、令和４年３月 11 日に北陸ブロック、同年４月 22 日に東海ブロックの説明会を開催し、農協等の役職員に対して説明会を実施しました。

また、中部事務所では、農業関係の商系事業者団体が実施する研修会への講師派遣を推進しています。これまでに発生した農協関係の独占禁止法の違反事件等において、「農協の行為によって、商系販売事業者の農協組合員との取引が減少するおそれがある」とされた事件が散見されます。商系事業者団体に所属する事業者が独占禁止法について理解を深めていくことは、農協の組合員との取引を円滑に行うに当たり重要であると考えました。具体的には、岐阜県農薬販売協同組合が主催して令和４年５月 17 日に開催された独占禁止法研修会に講師を派遣しました。

研修会においては、当委員会が公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の内容を中心に説明を行いました。説明に当たっては、当該指針に掲載されている事例の中から特に商系事業者が被害者とな

る可能性が高い事例を選定した上で、受講者に違反行為のイメージが湧きやすいように、ポンチ絵等を用いて説明を行いました。

受講者からは、「実際の事例に基づく説明で理解が深まった」など、おおむね好意的な意見をいただいているため、今後も当該講師派遣を積極的に実施してきたいと思います。

(2) 管内の弁護士会向け独占禁止法事例説明会

弁護士は事業者等からの相談を受ける機会が多く、今後、独占禁止法に関する相談も増加してくると考えられます。こうしたことから、令和３年度から管内の弁護士会に対して説明会を実施しています。

令和３年度は、管内の４つの弁護士会（金沢、岐阜県、愛知県、三重）に対して説明会を実施しました。令和４年度も引き続き当該説明会の実施について推進しているところ、令和４年５月 20 日に富山県弁護士会に対して、独占禁止法に関する相談事例集（令和２年度版）を用いて事例説明を行いました。Ｗｅｂ会議システムを利用して、説明会場又は受講者のパソコンに説明内容を配信（オンラインによる生配信）し、17 名に御参加いただきました。

(3) 中部事務所主催の管内発注機関に対する官製談合防止法等説明会

中部事務所では、講師派遣に加えて、毎年、発注機関向け「官製談合防止法等の説明会」を主催しています。

昨年度までは県単位で説明会を開催していましたが、令和４年度からは、デジタル化の一環として、１回の開催で複数県の発注機関を対象として説明会を実施するという新たな試みを始めました。

具体的には、令和４年６月 16 日の主催説明会は、石川県若しくは富山県に所在する発注機関を対象としてオンラインで実施しました。そして、当該説明会には、49 の発注機関から合計 280 名に御参加いただきました。

昨年のオンライン主催説明会の参加人数は 207 人（愛知県）と 85 人（岐阜県）でした。今回の２県同時開催により参加者が増加することになりましたが、これに伴う課題を解消するために次のような工夫をしました。

まず、参加者が増加することに伴い、接続トラブルが発生することが予想されたため、事前に接続テスト日を設けて、全ての発注機関が問題なく接続できるまで入念にテストを実施しました。また、これまで、参加者に対して説明会で使用する資料の一部について郵送しており、郵送手続に多くの時間を費やしていました。このため、参加者が増加した今回は、説明会で使用する資料を全て電子データで送付することとしました。

このような工夫をした結果、大きなトラブルなく、多くの参加者を得て

説明会を実施することができました。受講者からも「音声がクリアであり画像も安定していたため、有意義な研修でした」、「オンライン研修会は会場へ行くための移動時間がないので助かります」などの声をいただいております。

今後も、オンラインを利用して、より多くの関係者に参加していただけるような説明会を実施していきたいと考えています。

(4) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「９条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会のホームページで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和４年１月～３月の期間中に９条通知を行った案件について令和４年４月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の１件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	９条通知日

R４.２.21	セントライ青果㈱及び㈱浜中設立準備会社	青果物及びその加工品の卸売	株式取得	50%超	R４.３.９

●企業結合の届出一覧はこちら

https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html

■　総務課

(1)　広報・広聴活動

ア　独占禁止政策協力委員からのヒアリング

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しています。そして、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について御意見・御要望を伺っています。４月～６月期においては、名古屋市において、公正取引委員会委員が 5 名の独占禁止政策協力委員からお話を伺いました。

イ　地元経済団体との懇談会の開催

中部事務所は、令和 4 年 4 月から 6 月までの間に、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会と合計８回懇談会を開催しました。中部事務所から「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージに関する取組」等に関して説明し、出席者から原材料費、労務費等の上昇分の取引価格への反映についてお話を伺いました。

懇談会では、以下のような意見が寄せられました。

- 匿名で相談や情報提供できるといったことを、もっと PR する必要がある。中小事業者は、公正取引委員会が取引先に突然調査に入ったことにより、取引先から取引が切られることを心配している。
- 公正取引委員会のホームページから調査依頼することができると分かったことは収穫であった。

- 公正取引委員会によるアンケートという手法は良いと思う。公正取引委員会の存在は発注側に対する抑止力となる。

ウ　庁舎訪問学習（愛知県立大学）

中部事務所では、愛知県立大学の部活動である「起業部」の顧問の先生と協力し、起業部に所属する学生を支援するため、独占禁止法教室、学生と中部事務所職員との座談会、消費生活講座、スタートアップに関しての講演の実施について検討してきました。そのうち、学生と中部事務所職員との座談会として、令和４年６月 22 日、愛知県立大学の起業部等の学生８名を招いて庁舎訪問学習を開催しました。庁舎訪問学習では、当事務所の職員が公正取引委員会の活動状況等を説明し、また、当事務所の若手職員と学生との意見交換を行いました。

エ　独占禁止法教室（大学）

各地の大学で、独占禁止法教室を 12 回実施しました。実施方法は、対面方式（６回）とオンデマント方式（６回）が半分半分であり、教材は実施方法に合わせて２種類作成しています。これにより、当初予定の対面方式が新型コロナウイルス感染症の拡大により困難になった場合には、オンデマンド方式により実施することが可能となっています。内容面では、下請法の買いたたき（原材料費、人件費等の上昇分を取引価格に反映したいと考えているが、親事業者にとりあってもらえないことなど）について充実させています。

(2)　相談件数の動向（４月～６月）

中部事務所に寄せられた「令和４年度第１四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が 162 件（前年度同期 116 件）、下請法関連が 334 件（同 221 件）となっています。

前年度同期に比べて、独占禁止法関連では 46 件増加、下請法関連では 113 件増加となり、原材料価格等の上昇のなか、多くの相談が寄せられました。

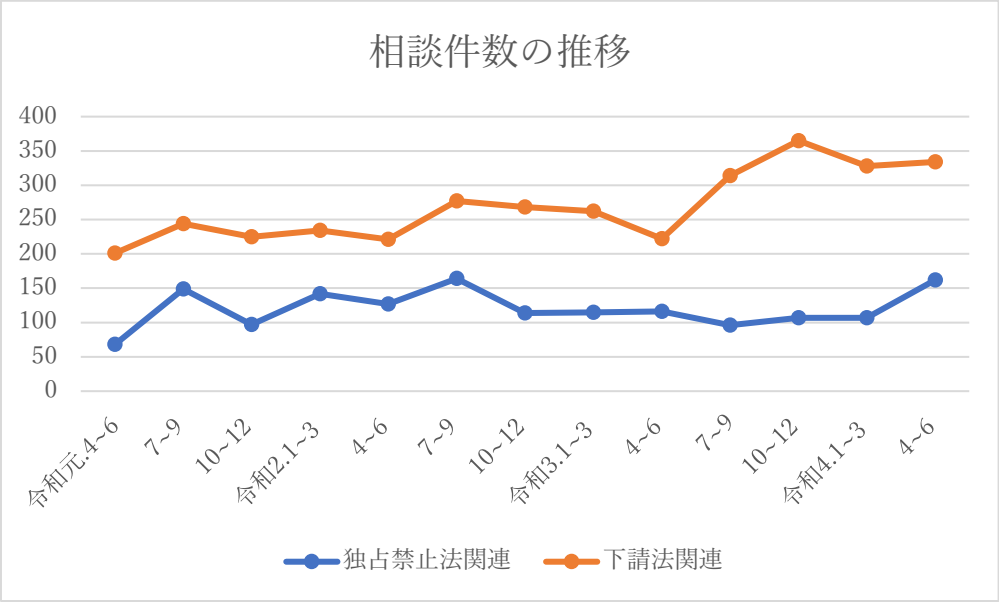

（3）採用活動

令和４年度の採用活動の一環として、人事院が主催する官庁合同業務説明会に参加し、公正取引委員会や中部事務所の活動状況について説明することとしています。